



国道160号 災害対策基本法に基づく 道路区間指定の「廃止」について

【災害対策基本法に基づく道路区間指定の廃止について】

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき下記区間を指定しましたが、通行の支障となる車両の移動が完了し再度の車両通行に影響を及ぼさない事を確認したため、区間の指定を廃止します。

路線名	指定区間(上下)	指定時間	廃止時間
国道160号	ひ み やないだにし 富山県氷見市柳田(西)交差点 ～ ひ み かみいずみみなみ 富山県氷見市上泉(南)交差点	8月27日 11時30分	8月27日 14時50分



お問い合わせ先

国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所 計画課長

つじ ひろかず

辻 裕和 電話: 076-443-4701